

## 第8回三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 概要

日 時：平成24年2月13日（月）10:00～11:45

場 所：議事堂2階 201委員会室

出席者：三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会委員（9人）

事務局：神戸次長、野口企画法務課長、山本政策法務監、辻上副課長、  
岸畑主幹、松本

**委員**：第8回歯と口腔の健康づくり推進条例検討会を開催する。

本日は、執行部から条例の中間案について意見聴取を行いたい。

まず、健康福祉部健康づくり室からご意見をお願いしたい。

**執行部**：素晴らしい条例ができたと感じている。私どもからお願いさせていた  
だいた事項もほとんど反映していただいております、大変感謝する。

その中で、基本計画を来年度作るべく、検討会の予算の確保に努めてきた。

併せて、第11条の具体的な事項に沿う形の予算が組めないか、検討させてい  
ただいている。その結果について、少し報告させていただきたい。

ただ、1つお断りがある。8020 などが入っている歯科保健推進事業の24  
年度予算案では、7,788万7千円となっており、23年度の1億4,429万7千  
円と比較すると7千万円くらい減っている。この理由については、23年1月  
から国の緊急雇用の補正に対応した歯科衛生士の再就職支援事業という緊急  
雇用の事業を行い、これが23年度には9千万円ほど入っている。この部分は  
23年度で事業が終了するので、24年度は9千万円余りが減るという前提で組  
んでいる。その中で7千万円余りを確保していることをご理解いただければ。  
災害対策など新規事業を入れる努力をさせていただいた。

詳細については、担当から説明をさせる。

**執行部**：条例への今後の対応と、次年度の歯科保健計画及び予算について説明  
させていただきたい。

まず、第1章、「総則」の目的、基本理念は、各委員の思いをしっかり受け  
止めて、県として施策を進めさせていただきたい。

第2章「各主体の責務」は、直接、県民に届く啓発、周知をし、施策、歯  
科医療の体制整備を歯科医療関係者と共に進めていきたい。基本施策を進め  
るに当たっては、市町、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者、  
保険者に協力いただけるよう働きかけたい。

第4章だが、今後、市町においては、予算確保も含め積極的に歯科保健施  
策を進めていただけると考える。そこで、市町から専門的な知識や技術的な  
支援を求められるので、しっかり対応していきたい。今までも県の役割とし

て、市町への支援、人材育成、ネットワークづくり、情報提供の啓発は基本的事項として進めてきた。(健康福祉部資料1、2)

第11条第1号は、現在、母子保健法で乳幼児、学校保健安全法で児童・生徒、健康増進法で40歳、50歳、60歳、70歳という節目の歯周疾患検診が義務付けられているが、成人は受診率が低い。しかし、8020を達成するためには、県民自らが歯科医療機関での定期的な歯科検診を受けていただける啓発を行っていくとともに、市町の特定保健指導の中で歯科についても啓発をして、検診に行っていたり働きかけを次年度の事業の中で計画している。

第2号の障がい者は、「みえ歯ートネット事業」を平成22年度から実施しており、障がい者の支援団体、歯科医師会、歯科医療関係者、行政が連携をして、障がい者が地域で安心して歯科医療が受けられる体制整備をしている。施設での歯科保健指導も大変求められているので、次年度、事業を拡大して進める予定である。

「介護を必要とする者」については、在宅歯科医療を充実させていきたいと考えており、今年度から「在宅歯科医療連携室整備事業」を実施している。今年、歯科医師会に口腔ケアステーションという在宅で歯科医療を進めるための窓口を設置させていただき、その中で医科と介護との連携を深めながら在宅歯科医療を進めさせていただきたい。

第6号で、へき地はあまり課題とは思っていなかったが、高齢になられて歯科診療所に通えない方がたくさんいらっしゃることを認識したので、在宅歯科医療連携事業の中でそのような地域での歯科医療サービスが滞ることがないように、在宅での歯科医療を充実させて、対応させていただきたい。

第11条第2号の乳幼児については、各市町が1歳半、3歳児検診は義務だが、2歳児でもう一度健診を行うとか、保健指導を行うというきめ細やかな対応ができる市町が増えてきたので、その支援を継続してさせていただきたい。

妊産婦については、次世代育成事業の中に「妊産婦への歯科保健の啓発」がある。妊産婦に気を付けていただきたいことを小さい冊子にまとめて、母子手帳を市町でお配りする時に一緒にお渡ししていただいている。最近では、妊産婦の検診が増えているという成果も出てきているので、今後、継続して進めていきたい。

第11条第3号は、学校で歯磨き指導や食生活への指導を継続して実施していただくよう、情報提供、技術的支援などをさせていただきたい。

フッ化物洗口については、現場の不安がまだまだたくさんあると思う。次年度はこの条例ができたことの周知を教育委員会と一緒にさせていただくとともに、フッ化物応用の研修もさせていただく。今後、学校で実施していただ

るところがあれば、技術的な支援等をさせていただきたい。その前に、幼稚園、保育所でのフッ化物洗口のマニュアルを作り、それに基づいて実施していただいているが、学校でのフッ化物応用の冊子はまだ作っていない。次年度はまず学校におけるフッ化物応用のマニュアルを作成させていただきたい。

なお、障がい者や乳幼児は、歯科検診・診療だけでなく、歯科保健指導がとても大事だ。第2号は、「歯科検診や診療など」と、歯科保健指導も含めた文言にさせていただければありがたい。

第4号の児童虐待の早期発見は、三重県が先進的に取り組んでいることであり、継続して周知をしていきたい。他にも、「児童相談所一時保護所での歯科検診、保健指導の実施」をしており、児童相談所でも継続してほしいという要望もあるので、しっかり取り組んでいきたい。

第5号は、早期からの歯周病予防が大事なので、次年度も歯周疾患予防対策事業として、しっかり取り組んでいきたい。

第7号は、特に取り組みは行っていなかったが、条例案に入れていただいたことを受けて、次年度、新規で「歯科保健医療災害対策事業」として250万円ほど予算を付けさせていただいている。これは、東日本大震災や東紀州の洪水の後、課題が出てきたので、今後の対応を検討するために、災害対応委員会を作らせていただいて、検討していきたい。また、市町で、避難場所の環境の状況、歯科医療衛生用品の備蓄の状況を次年度に調査して、対応させていただきたい。

第8号の人材育成は、県内の歯科医師や地域歯科保健活動に積極的に関わりたいという衛生士に対して、年6回以上の地域歯科保健活動に関する研修を実施している。次年度からもう少し内容も充実して実施していきたい。研修を積んだ歯科衛生士の中で県が行う事業に参加することができる者を「8020運動推進員」として登録させていただいており、現在220名程度が活動している。この方々への研修などを充実させていきたい。人材の確保については、再就職したいと考える歯科衛生士に対し、再就職に向けた支援を、22、23年度に行って、現在、59名が再就職につながっており、大変大きな成果を上げている。そして、公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成している。

第9号は、三重の健康づくり総合計画も10年計画で、今年度調査を行った。毎年できる調査は、なるべく多く行って、現状把握に努めていきたい。

第10号は、歯科保健推進緊急雇用創出事業で3,000万円ほど予算を取ることができたので、学校、介護施設、企業の現状把握や各施設への歯科保健指導をこの中でしっかり進めさせていただきたい。

その他、11月8日を「いい歯の日」、11月を「8020推進月間」ということ

だが、現在、6月に「歯の衛生週間」があり、各市町、県、歯科医師会とともに啓発をしている。11月を推進月間としていただくことは、年2回啓発する機会ができるので、本当にありがたい。今は、11月に雑誌や広報で県民に向けて「いい歯の日」を周知させていただいている。もう少し内容を充実させて進めさせていただきたい。

最後に、歯科医療職として申し上げたい。県には歯科医療行政に携わる歯科医師が2人いるが、歯科医療技術者がいない場合に歯科保健施策は優先順位が下がるのではないかという不安もありながら進めてきた。今回、条例を策定いただくにあたり、実情に応じた施策を書いていたので、取り組むべき課題が明確になり、進めやすくなってありがたい。今後、条例の制定によって、多くの関係者とともに県民が健康で生きがいを持って進めていけるように、歯科医療職者として対応していきたいと考える。

**委員**：それでは、次に教育委員会生徒指導・健康教育室からご意見をお願いしたい。

**執行部**：学校における歯と口の健康づくりは、教育活動の一環として行っている。子どもたちが自分自身の健康とは何かを考え、生涯にわたって望ましい健康状態を維持していくための力を育んでいくことが目的である。

保健指導、保健学習を行うに当たっては、課題のある子どもたちもいる。今回の条例の中でも関係機関がさらに連携して進めるという内容が盛り込んでいただいている。さらに、保健学習、保健指導の充実を学校として引き続き取り組みを一層強めていくためには、学校だけでなく、家庭や医療機関、さまざまな関係機関と連携をして充実させていきたい。

その中でも、学校におけるフッ化物応用については、子どもたちがフッ化物の効果をきちんと学習し、自分で選択して応用することができるようにすることが大きな目標である。フッ化物洗口を学校で実施する場合には、学校医や学校薬剤師の管理・指導のもとに適切に実施していく必要がある。教職員や保護者がその必要性をきちんと理解し、同意を得た上で進めていくことも非常に大事になってくる。教育委員会としては、助言、支援をしていきたい。

教育委員会では、学校歯科医と各学校の養護教諭、学校保健の担当者を集めた研修会を開催している。まず来年は、フッ化物の効果、フッ化物洗口について、教職員への研修を行っていきたい。また、健康福祉部でされる事業について、情報提供や指導、助言を健康福祉部と連携をしながら一層進めていきたい。

実際に県立学校や特別支援学校についてどうするかであるが、フッ化物洗口の対象年齢が14歳なので、特別支援学校の小学部、中学部が対象年齢に該

当する。ただ、特別支援学校は、子どもたちの障がいの状況にあった指導を行うことが重要であるので、一斉に導入できるかどうかについては、子どもたちの状況を見た上での判断になる。

高等学校においては、未処置の歯を受診していくというところが若干弱いので、注目をして指導していきたい。

教育委員会としては、健康福祉部と連携しながら、各学校できちんと実施していけるように支援していきたい。

**委員**：ただいまの意見について、質問のある方はご発言を願う。

**委員**：第 11 条第 2 号で、「定期的に歯科検診や診療を受けることが困難な者並びに」、その後にも同じ言葉が出てくるが、ここは保健指導等もあるので、「等」という文言を入れた方がいいという提案でよいか。

**執行部**：第 11 条第 1 号と第 2 号との整合を図っていただけたらありがたい。

**委員**：条例案に対して、健康福祉部も教育委員会も、「等」のところで、特に文言に関しては問題がないと理解した。

特定保健指導は成人も含めて、基本的に保健師にやってもらうと思う。一方で歯科保健指導をできる方には、歯科医師もしくは歯科衛生士、保健師なども入るのか。

**執行部**：歯科保健指導の基本的な知識を持っている歯科医師、歯科衛生士が保健師や栄養士、関係団体に歯科保健の重要性を周知して、現場でやっていただく特定保健指導などは保健師や栄養士がやっていただく。現場では歯科医療関係者でなくいろいろな方が啓発していただけるように働きかけていきたい。

**委員**：特定健診にしても、保健師や管理栄養士が足りないと言われている。また、県では 2 人しか歯科医療技術者がいない。歯科保健指導を今後進めていく上で、歯科医師会や他の衛生士会の方々にご協力いただくとと思うが、そこでは人材が今足りているのか。

また、市町等への技術支援は今、県にいる 2 人でやっているのか。もしくは歯科医師会や学校の歯科医師がやってもらえるものか。

**執行部**：まず県の人材については、歯科医師 2 人以外にも、各保健所に 1 人歯科衛生担当の保健師を置かせていただいている。県として、人材の充実を図っていきたいが、大変厳しい状況なのでなかなか難しい。

市町についても、担当者が各市町にいる。歯科衛生担当者会議の中では 9 人ほど歯科衛生士がみえた。今後、各市町にも、歯科衛生士等の採用はお願いしていかないといけない。

**執行部**：現在、市町で特定保健指導をやっていただいているのは、保健師、栄養士などで、噛むことの重要性を特定保健指導の中で言わせていただきたい。

保健師、栄養士が専門的な知識の中で取り入れていただいて、歯科検診、地域の歯医者に行ってくださいという指導をしていただく内容を盛り込んでいただきたい。そういう方たちは今のところ対応していただけていると思っている。その他に指導に当たっては、市町で地域の歯科衛生士を雇い上げて指導いただいたりしている。

それから、技術的支援だが、今、県では歯科医師2人に役割分担があり、本庁にいる者が歯科保健の企画、地域にいる者が各市町の取組に直接的に係わって指導をしている。

しかし、マンパワー不足で、市町で地域の先生方や衛生士に協力をいただけるネットワークづくりもこちらの役割としており、その中で進んでいると考える。

**委員：**条例ができて理解が進めば、ライフステージに応じた形での予防や早期発見、早期治療が大事になってくるので、そういった体制づくりも一緒に進めさせてもらいたい。

県で24年度に学校におけるフッ化物応用マニュアルの作成を健康福祉部でされると説明いただいたが、これをもって教職員や保護者に対しても、フッ化物に関する正しい理解をPTAや先生の会議で行っていただけるということか。

**執行部：**これまで学校におけるマニュアルがなかったのも、実際に学校でどのように進めていくのかという知識や理解もなかった。マニュアルの作成と一緒に取り組ませていただけていきたいし、教育委員会としては学校医と教職員の研修会を来年度実施しようと考えているが、それ以外の周知、保護者への理解については、地域の実情などがあるので、連携を取りながら進めていきたい。

**委員：**条例ができたらずぐ各小学校でできるものでもない。正しい理解をいただき、フッ化物洗口をしていただきやすい環境づくりには、費用と施設の問題がある。また、学校現場における時間的なことも課題としてある。

乳幼児期から児童までの継続した取組が大変効果があると聞いており、志摩市等を中心に特に保育所、幼稚園でやっていただいて効果が上がっている。継続した取り組みが大切なので、フッ化物洗口に関してしっかりと検討いただきたい。

**委員：**推進月間だが、当初11月にしたときに、今まで6月にやっていたものも11月にまとめてやるのかという認識を持っていた。かえって手間になるかという印象も受けたが、両方やる形か。

**執行部：**6月4日から10日の「歯の衛生週間」は厚生労働省と県と市町と歯科医療関係者と教育委員会が共催で啓発を進めており、今後も継続して進めて

いく。

今回、いい歯の方たちを表彰する機会として11月に歯科医師会とともに歯科保健大会でさせていただいている。歯科保健大会だけでなく、11月全体に何か効果的な取り組みが進められることは、県としてありがたい。

**委員**：11月を止めて、6月にしてもらった方がやりやすいとか、そういう意見はないか。

**執行部**：ない。

**委員**：では11月でお願いします。

**委員**：教育委員会は、条例案について足すべきところ、引くべきところ、特に意見はないと理解してよいか。

**執行部**：文言等の修正等はない。

**委員**：第12条で「基本計画」を作ってくださいとお願いをしている。法が求めている計画と我々が求めている計画は非常に一致してくる。一方でこれまでの「ヘルシーピープル」と計画との位置付けをどう考えているのか。

**執行部**：平成25年度から健康づくり総合計画の新しい部分が出来上がる。それとタイミングが一致するので、健康づくり総合計画と今回の歯科保健計画は整合が取れるものにした。そして、国は、基本的事項の策定の骨子などを10年計画、中間評価を5年でやるということを考えているようだ。

そうなると、健康づくり総合計画も25年から10年で、同じように中間評価もやることになる。期間、内容も踏まえて、整合性を取りたい。

**委員**：国の動きや「ヘルシーピープル」が10年ならば、期間も含めて合わせていく方向ということは、非常に合理的だ。ぜひよろしくお願いしたい。

**委員**：新規の災害対応、委員会等の設立等でも予算を取ってもらっているが、全体予算も厳しい中、歯科保健推進全体の事業として、予算も含め前に進んでいるという認識でよいか。

**執行部**：大変前に進めたという認識である。20、21年度は、当初予算で1,700万円あるいは1,900万円であった。22年度に歯科再生の部分で約3,000万円増えて約4,900万円になり、そして23年度には9,000万円乗せさせていただいて、緊急的な対策をさせていただいている。

緊急雇用の3,000万円を除いたとしても4,000万円以上で、従前に比べるとかなり充実をしている。さらに県費も10倍以上、従前から付けさせていただいている。部や財政側にもご理解いただいたと考えている。

**委員**：新規の緊急雇用は、各施設の指導や現状調査と広報の3つという気がしたが、具体的にどの程度、人を雇用して、どの分野でどういう形でやるのか。

**執行部**：8人の雇い上げを予定しており、調査をしていただくとともに、幼稚園、保育所、学校でお使いいただける媒体を作っていただく。それから、歯

科衛生士などを雇い上げて、実際にその媒体をもって現場で指導していただく計画である。

**委員**：委託でなく、直で8人雇用して、歯科衛生士も新たにという形か。

**執行部**：委託を考えている。

**委員**：雇用される8人は専門的な方か。

**執行部**：緊急雇用においては、特に歯科衛生士などに限ったわけではなく、一般の方。中に衛生士も入るかも分からない。

**委員**：これは基金から来ているのか。

**執行部**：国の震災の第3次補正でやっている。東日本大震災で雇用を失われた方、3月11日以降に失職された方が対象になっている。

**執行部**：第11条第1号と第2号とが、「環境の整備に関すること」と同じ項目になっているので、「すべての」となれば、二も当然入ってくるわけだし、同じ文でいいのかという疑問は多少持った。

**委員**：代案はあるか。

**執行部**：今のところ、考えていない。

**委員**：第1号と第2号とを分けた議論の経過があるので、少し調べていただきたい。

**委員**：質問もないようなので、意見聴取はこれまでとしたい。

暫時休憩

【後半】

**委員**：委員による意見交換を行いたい。

第11条第1号は「歯科検診等」と「等」が付いており、第2号は「歯科検診や診療」となっている。これについてどうか。

**委員**：「歯科検診や診療等」と「等」を2カ所に入れるべきと考えている。

障がいを持った方、介護を必要とする方、妊産婦及び乳幼児は、特に配慮をしながら歯科検診や診療等を受けられる環境の整備が必要だということで、特出的に第2号を作ってきた。第1号よりはさらに特段配慮した文言、「妊産婦及び乳幼児が必要とする」とか、定期的にはではなく、臨時的にも歯科検診や診療等を受けられるより踏み込んだ中身に書き加えるとするならば、原案の「定期的に」を別の文言で、「必要とする」や「必要とされる」と書き換えることによって、より議論が反映される。

**委員**：提案どおり、「必要とする」が適切ではないか。

**委員**：第1号はそのままで、第2号が「定期的には歯科検診や診療等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする」と直して、「定期的には」



を消して、「歯科検診や診療等を受けられる環境の整備に関すること」でよろしいか。

全員一致で、修正させていただく。

**事務局**：第1号を「定期的に歯科検診等」とするか、それとも、第2号に合わせて「定期的に歯科検診や診療等」とするか、整理をお願いしたい。第4条で歯科検診を定義付けているので、「歯科検診等」で落ち着くのではないか。

**委員**：では、第1号に合わせる。

他はよかったか。

それでは、次回の検討会は、2月21日を予定している。

さて、前回の検討会で、パプコメの意見等を見てお呼びする市町を決定したいとの結論だった。現在、中間案についてご意見をいただいている市町は、1町のみである。

さらに、決定するための参考に、執行部から積極的に歯科保健対策に取り組んでいる市町の事例を紹介いただいている。

**委員**：他の市町からは、中間案に対する意見はなかったと判断していいか。

**委員**：明後日までだが、現状は1町だけ。

**委員**：名張市、志摩市、伊勢市、紀宝町、大台町、菰野町は、早くに出してもらったというわけではないということか。

**事務局**：パプコメが来るか分からなかったので、事前に歯科保健対策に積極的に取り組んでいる市町を教えてほしいと執行部をお願いして調べていただいた。

**委員**：まだこの6市町も、正式な意見等があれば出してもらおうということか。

**事務局**：そのとおり。

**委員**：菰野町は特定保健指導の中で取り組んでおられる。県として今後やっていきたいところの実践を先進的にやってみえるので、菰野町の取組を聴いてみたい。

**委員**：今日時点で、意見は、何件ぐらい来て、どのような意見が多いか。

**事務局**：40件ほど来ている。歯科医師、歯科技工士等の歯科医療に関係する方々は、この条例に対して極めて好意的なご意見がすべてだった。

それ以外に多かったのが、特に個人からだが、フッ化物洗口に関して、不安だと。学校でする必要性があるのかというご意見がたくさんあった。その二極に分かれる状況である。

**委員**：フッ化物洗口を一生懸命していただいている志摩市に、どのような保護者や現場の先生に理解をしてもらおう取組をしてきたか、情報としてほしい。取り組みの中身がよければ、心配される方への説明の仕方も、議会として得る知識がある。その時間の中でいくつの市や町が可能か。

**委員**：多くても3つが限界か。

**委員**：他の委員、どうか。

**委員**：私も志摩市のお話はぜひ聞かせていただきたい。

あと、紀宝町で、ライフステージごとに取組を行っており、町の歯科衛生士も大変活躍している。町の職員で歯科衛生士がいると思うが、もし連携を取っているのなら、ぜひ伺いたい。

**委員**：紀宝町を取組の成果、災害時の対応など、ぜひお聞きしたい。また、志摩市のフッ化物洗口は、現場での課題や声を聴かせていただきたい。

**委員**：今、3市町が候補に上がっているが、ご意見があればお願いしたい。

**委員**：志摩市、菰野町、紀宝町に目的を明確にして来ていただいて、聴くというのは意味がある。

残り2日間で各市町からパブリックコメントが上がってくる可能性があるので、その中から聴いた方がいいところがあれば、正・副座長に一任していただきたい。

あと、21日は3時間ぐらい取ってもらってあるが、三つの自治体の方に来ていただいたら、個人のパブコメを検証する時間がなくなるので、正・副座長で絞り込みも含めて時間配分をお願いしたい。

**委員**：傾向はよく似ているし、市町を取組の中で回答も出てくるので、合わせて3時間以内でと考えている。

**委員**：正副座長間で、条例ができて推進していくに当たって、市町でどんな課題が出てくるのか、どんなところが推進していけるか、市町の対策にどうこの条例が係わるかというところの聴き取りができたらいいいという話が出た。いろんな基本的な施策を市町の立場から総合的に見てご意見がいただければよい。

**委員**：相手の都合もあり、21日に都合のいいところとなると揃わない可能性もあるが、明後日締め切った段階で正副座長間において相談させてもらい、今、委員から挙げていただいた市町を中心に声掛けをさせていただくということによろしいか。

**委員**：パブコメの意見は、前もってもらえるか。

**事務局**：15日に締め切るので、早急に取りまとめて、まず委員にファックスか何かで送らせてもらおうと考えている。

**事務局**：個人情報があるので、名前は伏せる。

**委員**：では、パブリックコメント終了と同時に委員には資料をお渡りする。

それから、2月23日に全員協議会を開催し、本条例の説明をさせていただく予定になっている。当日は、各議員からの質問にお答えすることになるので、よろしくお願いしたい。

本日はこれで終了させていただく。

(終了)